

令和2年度飯豊町雇用調整助成金申請支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルスの影響により休業等を余儀なくされた町内の中小企業者（以下「企業等」という。）が、雇用する労働者の失業の予防と雇用の安定を図る目的から雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2に規定する雇用調整助成金又は附則第15条に規定する緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）の支給を受ける手続きを行う際に要する費用の一部を補助し企業等の負担軽減を図るため、令和2年度飯豊町雇用調整助成金申請支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、飯豊町補助金等の適正化に関する規則（昭和53年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象企業等)

第2条 補助金の交付の対象となる企業等は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者で、町内に事業所（従業員のない倉庫等は除く。）を有し本社を置く企業、町内に住所を有する個人。ただし、企業に勤務する全従業員のうち町内の事業所にその5割以上が勤務する企業、企業の全生産額・出荷額又は販売額のうち町内の事業所においてその5割以上が勤務する企業、企業の全生産額、出荷額又は販売額のうち町内の事業所においてその5割以上を生産・出荷又は販売する企業は町内に本社を置く企業とみなす。
- (2) 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、農事組合法人、農業関係法人（会社法（平成17年法律第86号）の会社又は有限会社も含む。）及び個人並びに組合（農協、生協等）を除くものとする。
- (3) 経営の実態を確認できる企業等であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助対象経費及び補助金の額は次の表のとおりとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

| 補助対象経費 | 補助金の額 |
|--|------------|
| 令和2年4月1日から同年12月31日までの休業に係る雇用調整助成金等の支給を受けるため、当該申請に係る事務を社会保険労務士又は弁護士（以下「社会保険労務士等」という。）に依頼する際に要する費用 | 上限200千円とする |

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和3年1月29日までに、令和2年度飯豊町雇用調整助成金申請支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 雇用調整助成金等の支給を受けるために社会保険労務士等に支払った金額を証する領収書及び明細書等の写し
- (2) 厚生労働省山形労働局長から通知された雇用調整助成金等の支給決定通知書又は不支給決定通知書の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、その旨を令和2年度飯豊町雇用調整助成金申請支援事業費補助金交付決定通知書兼額の確定通知書(様式第2号)又は令和2年度飯豊町雇用調整助成金申請支援事業費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の方法)

第6条 町長は、補助金の交付決定者に対し、申請者より指定された金融機関へ口座振込により補助金を交付する。

(交付決定の取り消しに伴う補助金の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者がいるときは、交付決定を取消し、補助金の全額を返還させることができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項による取り消しの通知を受けたときは、速やかに補助金を返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。